

広島県病院事業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定によって、県立広島病院及び県立安芸津病院に係る県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十四年広島県条例第三十一号）に基づく使用料及び手数料のうち未収金の収納事務を次のとおり委託した。
平成三十一年四月二十五日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 (委 託 期 間)
名 称	住 所	平成三十二年四月一日 (平成三十一年四月一日) 平成三十四年三月三十一日
弁護士法人一番町綜合法律事務所	東京都千代田区紀尾井町三番一二号	